

第2章 災害予防に関する計画

第1節 基本方針

災害予防に関する計画においては、次の点を基本方針として推進する。

1. 人命損失防止対策の重点的推進

災害時には、種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進するものとする。

4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、町役場、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、消防関係施設、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

5. 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進するものとする。

第2節 住民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1. 家庭における心得

(1) 平常時の心得

- ア. 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ. 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- ウ. 飲料水、非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- エ. 地域の防災訓練に進んで参加する。
- オ. 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- カ. 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。
- キ. 建物の補強、家具を固定する。
- ク. 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ケ. 消火器の用意をする。

(2) 大雨・台風等風水害発生時の心得

- ア. 外出は必要最低限とする。
風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。
- イ. 危険を感じたり、避難勧告等が発令されたらすぐに避難する。
これくらいの雨なら大丈夫と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。
- ウ. 屋内安全確保等の安全確保措置の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、屋内のなるべく安全な場所に避難するとともに救援を呼び、救助を待つ。
屋内安全確保等の安全確保措置の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さを見て避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）の高い所に避難し、救援を呼び救助を待つ。
- エ. 子どもとはぐれないようにする。
子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。
- オ. 避難の際は、長い杖を携行し、紐で締められる運動靴で避難する。
裸足、長靴は歩行に支障が出るため、紐で締められる運動靴を履き、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。
- カ. 避難したら安全が確認できるまで帰らない。
家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。
- キ. 車での避難には注意する。
車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。
- ク. 情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。
ケ. お年寄りや子ども、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

(3) 竜巻災害発生時の心得

ア. 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。但し、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
イ. 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。但し、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

(4) 地震発生時の心得

ア. まずわが身の安全を守る。
イ. すばやく火の始末をする。
ウ. 火が出たらまず消火する。
エ. あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
オ. 狭い路地、塀の脇、水路べりには近寄らない。
カ. 津波、浸水に注意する。
キ. 避難は徒歩で、荷物は最小限にする。
ク. 協力し合って応急救護を行う。
ケ. 正しい情報をつかみ流言飛語に惑わされない。
コ. 秩序を守り衛生に注意する。

(5) 外出時の心得

ア. 雨風の場合

河川上流付近の大雨により下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

イ. 地震の場合

- ①路上の落下物や倒壊物に注意する。
- ②窓ガラスや看板、外壁の落下に注意する。
- ③鞆などで頭を保護して避難する。
- ④あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

ウ. 運転時に地震が発生した場合

- ①急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう道路の左側に停車させること。
- ②停車後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ③車を置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2. 職場における心得

(1) 平常時の心得

ア. 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
イ. 消防計画により避難訓練を実施すること。
ウ. とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
エ. 重要書類等の非常持出品を確認すること。
オ. 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 災害発生時の心得

ア. 職場の消防計画に基づき行動すること。
イ. 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
ウ. 正確な情報を入手すること。
エ. 近くの職場同士で協力し合うこと。

- オ. 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討すること。
- カ. 危険物車両等の運行は自粛すること。
- キ. 地震の場合は、すばやく火の始末をすること。
- ク. 地震の場合は、エレベーターの使用は避けること。

第3節 住民が行う防災対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

町は、住民に対する防災意識の高揚を図る。

1. 住民が行う主な防災対策

(1) 防災に関する知識の修得

- ア. 台風、大雨、洪水等の災害に関する基礎知識
- イ. 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識
- ウ. 過去に発生した地震被害状況
- エ. 近隣の災害危険箇所の把握
- オ. 災害時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発表時の行動、避難方法、指定避難所等での行動、的確な情報収集等）

(2) 防災に関する家族会議の開催

- ア. 避難場所・経路の事前確認
- イ. 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ. 家族の安否確認・連絡方法（福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- エ. 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア. 水、食糧、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- イ. 最低3日分相当の水・食糧・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- ウ. 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

(4) 住宅等の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止、ガラス飛散防止等）

(5) 応急手当方法の習得

(6) 県、町又は地域（自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域（自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

2. 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであるため、町は、その制度の普及促進に努める。

第4節 防災組織の整備

1. 防災会議

本町に係る災害予防対策を推進するため、防災会議を年1回以上開催し、地域防災計画の作成、見直し及び実施を推進する。

※資料編参照 【資料1 大木町防災会議条例】

2. 大木町（災害対策本部）

(1) 災害対策本部体制の整備

町は、発災段階又は警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

ア. 初動体制の整備

町は、実情に応じた職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討するものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

さらに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ. 関係機関等の参画

町は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際に、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ. 人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

※資料編参照 【資料2 大木町災害対策本部条例】

(2) 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続性の確保、定期的な教育・訓練・点検等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

3. 消防団

消防団は、消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

4. 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ平時から、防災に係る必要な組織体制の整備・改善、充実を図る。

5. 自主防災組織

町及び消防本部は、自主防災組織を育成するため、組織構成等の指導・助言及び防災マニュアルの作成を支援し、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にとどめるため、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを推進する。

また、災害時には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や指定避難所の運営といった地域活動の強化を図る。

第5節 防災施設・資機材等の整備

1. 災害対策本部室等の整備

町は、次の点に留意して災害対策本部室等の整備を行うものとする。

(1) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 自家発電機

エンジン発電式のみならずその他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地区の配備

(6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオの配備

2. 防災中枢機能等の確保充実

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努め、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備（耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低い場所への設置）を図るものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、非常用通信手段の確保を図るものとする。また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。

3. 防災拠点施設の確保・充実

(1) 町は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとし、施設の耐火対策及び災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。また、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努めるものとする。

(2) 町は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

4. 装備資機材等の整備充実

町は、応急対策等の実施のための資機材の整備充実、管理に努めるものとする。また、国、県及び防災関係機関が保有する資機材の保有状況の把握に努めるものとする。

5. 復興の円滑化のための各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設情報等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておくものとする。

第6節 地域整備

町は、建築物の耐震・不燃化、地域の開発及び保全等により地域の防災化対策を推進する。

1. 方針

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯及び防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等骨格的な基盤施設整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い地域構造の形成を図るものとする。

2. 避難地等の整備

災害時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知させるものとする。

(1) 避難地

- ア. 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。
- イ. 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ウ. 浸水等の危険のないこと。
- エ. 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- オ. 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。

(2) 避難路

- ア. 沿道に耐火建築物が多いこと。
- イ. 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- ウ. 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多くすること。
- エ. 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- オ. 危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
- カ. 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- キ. 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- ク. 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

(3) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置する。

(4) 給水施設

必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

(5) 応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(6) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

3. 避難路の安全確保

町は、次により広域避難地等への安全確保を図るものとする。

(1) 火災に対する安全性の強化

必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要施設等を整備する。

(3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

イ. 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

(4) その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第7節 建築物及び文化財等の災害予防

1. 建築物災害予防対策

災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を確保するよう配慮するものとする。特に公共建築物については、不燃化を進めるとともに一般建築物の基準以上の耐震性の向上に努め、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

また、民間施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

2. 液状化対策

県の被害想定調査では、町の北西部から南東部にかけて液状化の危険性が高いと予測されている。

このため、公共土木構造物や道路・地中埋設管等のライフライン施設について、液状化対策を実施し、地震時の機能障害を最小限にするよう努める。

また、住民に対し、液状化現象やその危険地域の情報を提供し、液状化対策の必要性の理解を深め、防災意識の向上を図る。

3. 建築物等の耐震性の確保

町は、各種建築物の耐震性の向上を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修をはじめとする施策を積極的に推進する。

(1) 既存建築物の耐震性の向上の促進

ア. 庁舎等

- ①既存町有施設の耐震性の向上の促進
- ②町有施設の耐震安全性の目標確保
- ③既存の木造施設の不燃堅ろう化

イ. 教育施設等

- ①老朽施設については、更新、補強を図る。
- ②社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ. 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強の推進を図る。

(2) 防災上重要な公共施設の耐震化

避難受入施設等の防災上重要な公共施設等について、町は、耐震点検調査を実施し、当該施設の重要度を考慮して、順次耐震補強に努める。

(3) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

町及び施設管理者は、道路、河川等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

4. 落下物の防止対策

大規模な災害時には、屋外広告物や建築物外壁、建物内の落下による被害が予想されるため、設置者に対して維持管理の面から落下防止の指導を行う。

(1) 学校校舎

校長は、コンピュータをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(2) 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。

(3) 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピュータ等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

5. 文化財等災害予防対策

町及び消防本部は、文化財、神社仏閣等を災害から保護するため、防災意識の向上、防災施設の整備を図るものとする。

(1) 文化財等に対する住民の防災意識の向上及び愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

(2) 所有者等を対象とした文化財等の防災に関する講習会等を実施する。

(3) 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。

ア. 防火管理体制の整備

イ. 環境の整備

ウ. 火気の使用制限

エ. 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

オ. 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

(4) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財等の破損防止を図る。

第8節 交通施設の安全対策

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

1. 道路施設

(1) 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画

ア. 緊急交通路

あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

イ. 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路若しくはこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、その耐震性、安全性の強化に努めるものとする。

(2) 町道の防災予防対策

ア. 道路防災対策

災害時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

イ. 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、橋梁の耐震補強を行う。

また、緊急輸送道路を優先するが、それ以外の橋梁についても順次耐震補強を実施する。

ウ. 拠点の整備

大規模震災時に道路の早期啓開ができるよう、道の駅などの必要な機能の整備を実施する。

エ. 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

オ. 道路冠水対策

道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防本部との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

2. 鉄道施設

本町には、南北に西日本鉄道株式会社の線路が通り、町内に2駅がある状況である。

西日本鉄道株式会社は、災害等による異常事態発生時に、迅速かつ適切な処置がとれるよう以下の取組を行うとともに、乗客に対して非常出口の明示や非常扉開閉コック、非常通報装置等を設置し、異常事態発生時には鉄道係員の避難誘導等ができる体制をとる。

(1) 避難誘導訓練、情報伝達訓練、消火訓練、復旧訓練、連絡通報・非常呼集訓練等の防災訓練

(2) 救援車、トラック、発電機等防災関係資材の点検整備や平素からのレール、電線等の点検整備

第9節 上水道施設等の安全対策

町は、水道施設について、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備及び施設の整備増強を推進する。

1. 上水道施設の安全対策

水道施設の整備増強は、「水道施設の技術的基準を定める省令」、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等に沿って、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

第10節 情報収集・伝達体制の整備

1. 通信手段の確保

(1) 防災無線

災害発生時、対策及び武力攻撃事態等における措置として、住民に一斉に行う警報の伝達や避難情報の伝達のため防災無線の整備を図る。

(2) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化に伴い、防災気象情報等の伝達について、関係機関等との連携を図り、防災情報等配信システムやインターネットによる情報発信、携帯電話の活用など、災害時に有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。

さらに、情報伝達手段をデジタル化及び双方向化することにより、避難場所等との情報交換、文字表示板による防災行政情報等の周知など多量の情報を早く聴覚、視覚を通して伝達できるような無線システムの導入を検討する。

(3) 災害時優先電話

災害時優先電話の配備・指定について、NTTに要請し、緊急連絡体制の確立を図る。

(4) 災害対策用移動通信機器の借受け

災害発生時、有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に備え、九州総合通信局・電気通信事業者等から衛生携帯電話、MCA無線機等を速やかに借り受け、災害時緊急対策活動に取り組むことができるよう、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を図る。

2. 通信施設の整備

(1) 有線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図る。

(2) 無線通信施設

機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図るとともに、特に共通波の使用に際しては、電波の混信をさせないための通信統制計画を図る。

3. 無線従事者の確保

大規模な災害が発生した場合に、通信機能を有効に活用できるように、平常時から町職員の教育・育成を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。

また、各通信系統の通信方法、通話試験方法、通常点検及び随時点検の実施方法、総合点検の実施方法等をマニュアル化する。

4. 民間との協力協定の促進

民間の無線従事者からの情報提供等に備えて、町内のアマチュア無線クラブ、タクシー無線取扱業者等の把握に努めるとともに、災害時の協力協定の締結を促進する。

5. その他の通信設備

情報通信技術の高度化に伴い、パソコン通信による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用等、災害時に有効な通信手段の整備を図る。

6. 情報通信設備の維持

必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の定期点検を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとするほか、非常用電源設備を整備（耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低い場所への設置）するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施及び的確な操作の徹底を図るものとする。

※資料編参照 【資料3 災害通信連絡先名簿】

第11節 広報体制の整備

災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して、迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

1. 運用体制の整備

町は、次により広報体制の整備を図るとともに、被災者への情報伝達手段として、防災無線等、メール、携帯電話等での情報発信、通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）や広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。

- (1) 防災無線による屋外放送及び戸別受信機による伝達
- (2) 防災メール「まもるくん」、エリアメール等による配信
- (3) テレビ、ラジオ放送、町HP、SNS等による広報
- (4) 町、消防関係（消防本部、消防団）、警察関係の広報車による広報
- (5) 電話、FAX等による伝達
- (6) 警鐘、サイレン等による伝達

2. 関係機関の連絡体制の整備

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

3. 報道機関との連絡体制の整備

町は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連絡体制を整備する。

4. 要配慮者等への情報提供体制の整備

町は、要配慮者や外国人を考慮した災害時の広報体制整備に努めるものとする。また、聴覚障がい者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者の確保など、必要な体制の整備に努めるものとする。

第12節 防災知識の普及

1. 防災知識の普及

(1) 町職員に対する教育

町は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

ア. 教育の内容

①災害に関する知識

- ・災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
- ・当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
- ・過去の主な被害事例

②地域防災計画、各関係機関防災業務計画その他の防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担

③職員として果たすべき役割（任務分担）

④初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱要領等）

⑤防災知識と技術

⑥防災関係法令の運用

⑦その他の必要な事項

イ. 教育の方法

①職場研修

各職場においては、防災訓練等に併せて、次の項目に重点を置いた研修を実施する。

- ・各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- ・各職場の初動時の活動要領の確認

②研修会、講習会、講演会等の実施

③見学、現地調査等の実施

④防災活動手引等印刷物の配布

(2) 一般住民に対する啓発

町及び消防本部は、住民に対し、災害時の被害想定結果などを示しながら、その危険性を周知させるとともに、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。

ア. 啓発の内容

①災害に関する基礎知識や災害発生時、警報等発表時、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令時に具体的に取るべき行動に関する知識

- ・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保を行うこと

- ②過去に発生した災害被害に関する知識
 - ③備蓄に関する知識
 - ・最低3日間、推奨1週間分の食糧、飲料水、生活物資（簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー、生理用品等）等の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ④住宅等における防災対策に関する知識
 - ・住宅の耐震診断と補強、防火に関する知識
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
 - ⑤飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - ⑥様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動
 - ⑦洪水浸水想定区域等に関する知識
 - ⑧緊急地震速報、防災気象情報、避難勧告等に関する知識
 - ⑨指定緊急避難場所や指定避難所での行動、避難路、その他避難対策に関する知識
 - ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされており、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択する必要があること
 - ⑩避難生活に関する知識
 - ⑪応急手当方法等に関する知識
 - ⑫早期自主避難の重要性に関する知識
 - ⑬コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
 - ⑭災害時の家族内での連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の事前確認
 - ⑮災害情報の正確な入手方法
 - ⑯要配慮者への配慮
 - ⑰災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
 - ⑱出火の防止及び初期消火の心得
 - ⑲水道、電力、ガス、電話などの災害時の心得
 - ⑳被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）、その他必要な事項
- イ. 啓発の方法
- ①テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
 - ②防災情報ファイルの配布及び広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
 - ③映画、DVD等の利用
 - ④各種相談窓口の設置
 - ⑤消防団、防災士を通じた啓発
 - ⑥講演会、講習会の実施
 - ⑦防災訓練の実施
 - ⑧インターネット（ホームページ）の活用
 - ⑨各種ハザードマップ等の利用
 - ⑩広報車の巡回による普及
 - ⑪想定浸水深等の表示（標識の設置）

(3) 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

また、町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のた

めの指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとし、学校において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

ア. 防災に関する知識の習得

①学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習指導の充実

②自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実

③先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

イ. 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

①日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成

②災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施

③ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

ウ. 防災管理・組織活動の充実・徹底

①校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置

②教職員研修の充実

③自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実

④家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

(4) 防災上重要な施設の管理者等の教育

消防本部は、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、被害想定 of 把握等を行い、これらの結果を踏まえ、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

ア. 指導の内容

①防災計画、各関係機関防災業務計画その他の防災に関する計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制

②災害の特性及び過去の主な被害事例等

③危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

④パニック防止のための緊急放送等の体制準備

⑤出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

イ. 指導の方法

①防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

②事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

③防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

④災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2. 防災知識の普及に際しての留意点等

町及び消防本部は、各種講演会、イベント等を開催し、地震・風水害に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

3. 災害教訓の伝承

町は、過去に町内で起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く情報公開に努めるものとする。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第13節 防災訓練の実施

地域防災計画が、災害時に十分活用され的確に遂行できるように、継続的に防災訓練を実施し、関係団体の連携、防災体制の整備、防災思想の普及等を図るものとする。

1. 総合防災訓練

災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、総合防災訓練を実施する。

また、実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、要配慮者に十分配慮するものとする。

訓練事項としては、次のものが挙げられる。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 災害対策本部設置
- (3) 被災地視察
- (4) 避難誘導
- (5) 救出救助
- (6) 医療救護
- (7) 火災消火
- (8) 交通規制
- (9) 救援物資の輸送
- (10) 給水・給食

2. 水防訓練

台風及び集中豪雨並びにこれらに伴う河川、水路等の決壊や氾濫等に備えて、警戒と災害時の水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、町の防災組織及び関係機関と合同して、水防に関し必要な訓練を実施する。

3. 消防訓練

消防団において、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、数箇所の消火場所を設定し、非常招集、消火における各消防車との中継消火活動、無線による一斉の消火活動訓練、口頭による消火の指揮系統の伝達、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

4. 職員の訓練

町は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

5. 図上訓練

町は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民向けの図上訓練を実施する。

6. 住民等の訓練

町は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、避難用資機材の交付及び貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等避難を想定した訓練を積極的に実施する。

自主防災組織等訓練

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ○情報収集及び伝達訓練 | ○食料調達、炊き出し及び給水訓練 |
| ○出火防止及び初期消火訓練 | ○災害図上訓練 |
| ○避難（誘導）訓練 | ○その他地域の特性に応じた必要な訓練 |
| ○救出、救護訓練及び災害時に利用できる医療機関の把握 | |

7. 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、要配慮者利用施設及び事業所等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

8. 防災訓練に際しての留意点等

町及び消防本部は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報の発表時や災害発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。

9. 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改訂や次回訓練の際に有効に活用する。

第14節 自主防災組織の活動支援

1. 自主防災組織の活動の方針

自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に防災活動を行う組織をいう。

大規模な災害による通信、交通等の遮断に起因する防災関係機関の防災活動機能の低下時や災害発生初動等においては、地域住民による自主的な防災活動が災害の未然防止、被害拡大防止のために非常に有効である。

こうした自主的な防災活動を効果的に行うためには、地域の住民、行政区、消防団、民生児童委員、ボランティア等様々な関係者・関係団体が連携して自主防災組織を設置し、平時からお互いに協力しながら防災活動に取り組んでいくことが必要である。

このため、町や消防本部は、地域ごとの自主防災組織の育成に努め、地域住民が連携して初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定緊急避難場所・指定避難所や避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難支援・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進を図るものとする。

2. 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成、強化に必要な助言及び指導等を行う。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

3. 自主防災組織の組織づくり

行政区ごとに自主防災組織を設置していくことを基本とし、次のような方法により組織づくりを進めるものとする。また、地域防災リーダー等の人材育成にも努める。

- (1) 行政区の自治組織に、自治会活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織を設置する。
- (2) 地域で防災活動を行っている組織や団体の防災活動の充実強化を図り、行政区と協力して自主防災組織を育成する。
- (3) 自主防災組織の迅速かつ確かな防災活動に資するための防災資機材の整備を図る。
- (4) 災害時における情報伝達、避難支援、初期消火、救出救護活動等が迅速に行えるよう、町や防災関係機関との協力要請、活動支援等について必要な措置を講ずる。
- (5) 自主防災組織の好事例を集め、各自主防災組織に情報提供を行う。
- (6) 町防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めるものとする。必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及び理由を提案者に通知するものとする。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動内容

ア. 自主防災組織における防災体制の構築

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織の構成員各自の役割をあらかじめ定めるものとする。

- ① 地域及びその周辺の危険箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- ② 災害発生時における自主防災組織の任務分担に関すること。
- ③ 防災訓練の実施及び防災関係機関が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- ④ 地域での各班、各世帯及び防災関係機関等への連絡方法、情報伝達に関すること。
- ⑤ 防災資機材等の配置場所の周知及び点検整備に関すること。

- ⑥避難勧告等の情報伝達、避難場所、避難経路及び避難支援に関すること。
- ⑦負傷者の救出、搬送、救護所の開設及び運営に関すること。
- ⑧その他、地域での防災活動に関すること。

イ. 防災知識の普及

正しい防災知識を地域の住民一人ひとりが持つよう講演会、研修会、避難訓練その他各種地域イベント等のあらゆる機会を活用し、住民への啓発を行う。

主な啓発内容は、災害に関する知識、災害時の心得、平常時における防災対策、自主防災組織の活動とその役割等である。

ウ. 防災訓練の実施

地域防災訓練、その他の避難訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、自主防災組織や企業・事業所等、他の防災関係機関との連携を図るものとする。また、避難行動要支援者の避難支援に係る訓練の実施に努める。

①情報収集及び伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

②出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

③避難（誘導）訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難（誘導）できるよう実施する。

④救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

家屋の倒壊により下敷きとなった者等の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等の習得及び負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、災害時に利用できる医療機関を把握する。

⑤食糧調達、炊き出し及び給水訓練

ライフラインが寸断された状況の下で、食料の調達から炊き出し及び給水の補助ができるよう実施する。

⑥災害図上訓練

一定の地域内の図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見出すとともに、地区内の要配慮を把握し、避難方法等を地域で検討し実施する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

⑦その他地域の特性に応じた必要な訓練

エ. 地域内備蓄の整備・点検

災害時には流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、地域内において必要な食糧、飲料水、防災用資機材及び応急手当用品等の備蓄品を整備、点検するよう努める。

オ. 防災マップの作成

地域の危険箇所や災害時に有用となる施設や設備等を事前にチェックし、地図に作成して掲示又は各戸配布することにより、地域住民の避難行動の迅速・的確化を図るとともに、一人ひとりの防災意識の向上を図る。

カ. 他の防災関係機関との連携

地域における各種団体や組織、地域内の事業所の防災組織、民生児童委員、福祉関係団体等との連携を密にし、地域での総合的な自主防災活動の推進に努める。

①昼間人口を構成する人々との連携の促進

昼間人口を構成する企業・事業所の勤労者等は、防災活動において非常に貴重な戦力となりうることから、当該勤労者等に対しても、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織と安全に協力して活動できるよう啓発研修等に努める。

②地域コミュニティとの連携の促進

P T Aやスポーツ・文化クラブ等地域コミュニティに対しても、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、地域の自主防災組織員として安全に活動できるよう啓発研修等に努める。

(2) 災害発生時の対応

ア. 初期消火

戸別の家庭に対し、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器やバケツを活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ. 情報の収集及び伝達

自主防災組織は、地域内で発生した災害の被害状況を迅速かつ正確に把握し、町や防災関係機関に報告するとともに、住民にも情報を提供して不安を解消するなど、的確な情報の収集及び伝達に努める。

ウ. 救出及び救護の実施

建物の崩壊等により住民の救出が必要な状況が発生したときには、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を活用して速やかな救出活動の実施に努める。また、自主防災組織の救出活動では救出できない状況においては、防災関係機関の救出活動に委ねるものとし、防災関係機関の救出活動の円滑な実施に必要な協力を行う。

負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者は速やかに救護所等へ搬送するものとする。

エ. 避難の実施

災害における避難勧告等が発令された場合は、地域住民に対して速やかに情報の伝達を図り、迅速に避難場所に誘導する。避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

①避難誘導責任者が確認すべき事項

市街地：火災、落下物、崩壊、危険物等

浸水地域：外水氾濫、内水氾濫による浸水被害

②迅速な避難行動がとれるよう必要最小限の非常持ち出し品

③自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者に対する避難支援

オ. 炊き出し及び救援物資の支給等の協力

災害の規模によっては避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になることから、これらの活動を円滑に行うため、地域の自主防災組織が炊き出しを行うほか、町や防災関係機関からの給水、救援物資の支給に協力をする。

5. 防災士等防災人材の育成・強化

町は、県と協力し地域防災リーダーとなり得る防災士等の防災人材の育成強化に努める。

6. 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

町は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、町は自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。

7. 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体

制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。なお、素案の提案は、その内容が町防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類（防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等）を添えて行うものとする。当該素案が町防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

第15節 企業等の防災対策の促進

1. 企業等の防災対策

企業等は、災害時における従業員との連絡方法を定め、福岡県備蓄基本計画に基づき、最低3日分以上の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、地域住民と協力し、周辺地域における防災活動を協働で行うものとする。

2. 防災訓練

町は、企業等を地域コミュニティの一員として防災訓練等の機会を捉え、企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

3. 事業継続計画（BCP）の普及啓発

町は、企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

第16節 応援体制の整備

大規模災害時における応急対策を迅速かつ確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう努めるものとする。

また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。

1. 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

また、町は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

※資料編参照 【資料4 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定・実施要領】

※資料編参照 【資料5 災害時相互応援連絡表・要請依頼文書】

※資料編参照 【資料6 県への応援要請文書】

2. 消防相互協力体制の整備

被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、隣接市町との協力応援体制についても、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなどの必要な整備を推進する。

※資料編参照 【資料7 福岡県消防相互応援協定書】

※資料編参照 【資料8 福岡県消防相互応援協定覚書】

※資料編参照 【資料9 福岡県消防相互応援要請様式】

3. 国土交通省九州地方整備局との応援協定

大規模な災害時の応援に関する協定に基づき、大規模な災害が発生した場合に、県を通さずに直接国へ支援要請を行うことによって、迅速かつ広範囲に災害対応を図る。

※資料編参照 【資料10 国土交通省九州地方整備局との大規模災害時応援協定書】

4. 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

5. 民間との協力体制の整備

災害時には、民間業者や町内団体からの協力が必要となる事態が予想されるので、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、物資の優先的供給等の業務の内容、協力方法についての協

定の締結を促進する。

また、協定を締結した場合は必要に応じて内容等の見直しを図るものとする。

6. 広域応援拠点等の整備

町は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有するものとする。

※資料編参照 【資料11 災害協定一覧】

第17節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

1. 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 必要資料の整備

町は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、福岡県災害救助法施行細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

※資料編参照 【資料 12 福岡県災害救助法施行細則】

2. 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第18節 救出救助体制の整備

災害時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

1. 救出救助体制の整備

(1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

町及び消防本部は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動を支援する。

(2) 救出救助体制の整備

町及び消防本部は、災害時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

2. 救出用資機材の整備

町及び消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借上げる等協力体制を整備する。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育指導

町及び消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4. 避難行動要支援者に対する救出救護体制の整備

町及び消防本部は、避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5. 医療機関との連携体制の整備

町及び消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

第19節 避難体制の整備

町は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。また、町は、指定緊急避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。

1. 避難体制の整備

災害時、避難が必要な場合として、おおむね次のような事態が想定される。

ア. 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合

イ. 台風により、一時的に居住の危険がある場合

ウ. 降雨による堤防の決壊等の危険がある場合

エ. 床上浸水、家屋損壊等により住家が被害を受け、居住を確保する必要がある場合

こうした場合に、住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図っていくものとする。

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・整備

町は、あらかじめ町内の小・中学校等の公共施設を中心に、災害に対する安全性に特に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定・整備し、公示するものとする。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の機能の整備

ア. 連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するための通信機器等の整備に努める。

イ. 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

ウ. 指定避難所の設備等の整備

町は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他指定避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどの要支援配慮者にも配慮した施設整備や換気、照明等の整備にも努める。また、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

(3) 福祉避難所の指定・整備

町は、大規模災害等による長期の避難所生活を想定し、避難者の症状悪化や健康被害等を防ぐ目的で、要配慮者に対して特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行う。

また、福祉避難所の指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適する社会福祉施設を対象に整備を図っていく。

(4) 地域における一時避難場所、自主避難場所の確保

(5) 物資備蓄機能、応急救護機能、情報伝達機能等を備えた避難施設等の整備

(6) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

(7) 指定避難所等の住民への周知

(8) 指定避難所等の開設・運営体制の整備（マニュアルの作成等）

(9) 指定避難所等として公共施設及び民間施設の利用及び提供に関する協定の締結

(10) 避難行動要支援者に関する全体計画及び個別計画の作成

2. 避難路の整備

地域住民その他の安全な避難を確保するため、避難路の整備に努める。

- (1) 避難路を選定するに当たっては、危険区域及び危険箇所は努めて避け、広い幅員を確保し、歩道を整備する。
- (2) 誘導標識、誘導灯、誘導柵の設置を検討し、その維持に努める。
- (3) 避難路上の障害物件の除去等について検討し、避難路沿道の安全化の促進を図る。

3. 広域避難計画の策定

町内外の広範にわたる災害を想定し、あらかじめ近隣市町と協議の上、広域避難計画の策定を図る。

4. 学校、社会福祉施設等要配慮者利用施設における避難計画の策定

学校、社会福祉施設等要配慮者利用施設の管理者は、避難計画を作成するなどして避難対策の万全を図るものとする。その際、学校及び社会福祉施設の管理者は、当該避難計画に、保護者への連絡及び引渡方法並びに家族への連絡方法を定めるとともに、町との連絡体制の構築に努めるものとする。

(1) 水防法に基づく避難確保計画

本町は、全域が筑後川、矢部川の洪水浸水想定区域内に位置している。そのため、町内にある全ての学校、社会福祉施設等要配慮者利用施設（「資料 23 医療機関等一覧」中の町内医療機関・歯科一覧に定める施設及び「資料 24 要配慮者利用施設一覧」に定める施設をいう。）の管理者は、水防法第 15 条の 3 の規定により避難確保計画を作成するとともに、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施しなければならない。また当該施設の管理者は、避難確保計画を作成又は変更したときは、これを町長に報告するとともに、自ら公表しなければならない。

なお、要配慮者施設の範囲は、平成 29 年 6 月 19 日付け国水政第 12 号国土交通省水管理・国土保全局長通知に例示された施設とする。

通知例示施設

○老人福祉施設	○有料老人ホーム	○認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	○身体障害者社会参加支援施設	○障害者支援施設	○地域活動支援センター	○福祉ホーム	○障害福祉サービス事業の用に供する施設	○保護施設	○児童福祉施設	○障害時通所支援事業の用に供する施設	○児童自立生活援助事業の用に供する施設	○放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○子育て短期支援事業の用に供する施設	○一時預かり事業の用に供する施設	○児童相談所	○母子・父子福祉施設	○母子健康包括支援センター	○病院	○診療所	○助産所	○学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校）等
---------	----------	---------------------------	----------------	----------	-------------	--------	---------------------	-------	---------	--------------------	---------------------	----------------------	--------------------	------------------	--------	------------	---------------	-----	------	------	--

※資料編参照 【資料 13 指定緊急避難場所、指定避難所一覧】

※資料編参照 【資料 14 災害時施設等位置図】

※資料編参照 【資料 23 医療機関等一覧】

※資料編参照 【資料 24 要配慮者利用施設一覧】

第20節 輸送体制の整備

1. 輸送車両等の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送事業者等との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に地域住民が取り決めた一時避難場所等から避難所へ移送するため、移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2. 円滑な輸送のための環境整備

町は、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、協定締結による体制整備を図るものとする。また、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

3. 輸送施設・輸送拠点の整備

町は、緊急輸送道路ネットワークの状況を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。

第21節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ、即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。

1. 情報収集・連絡体制の整備

町は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

2. 医療救護班の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

3. 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、町及び消防本部は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第22節 備蓄体制の整備

大規模な災害により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食糧、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速かつ的確に被災者への支援を行うことができるよう、国、県等が実施した被害想定、福岡県備蓄基本計画、大木町災害備蓄計画に基づき、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から、物資の備蓄を整備する。

1. 備蓄の際の留意点

- (1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備
- (2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結
- (3) 初期対応に十分な量の備蓄
- (4) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）
- (5) 要配慮者に配慮した備蓄（粉乳、おむつ、食しやすい食品、車イス等）
- (6) 男女のニーズの違いに配慮した備蓄
- (7) 乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者に配慮した備蓄
- (8) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）
- (9) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた、流通在庫備蓄体制の整備等）
- (10) 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

2. 物資の確保

平時より備蓄に努めるが、仕入れ等について災害時に所要量が確保できるよう、関係機関及び供給業者等と協議を行い、必要に応じて協定等の締結を行う。

3. 義援物資受入れの際の留意点

- (1) 義援物資の受け入れは原則として企業等からの大口のみとする。
- (2) 例外的に個人等から義援物資を受け入れる場合の受け入れ体制をしておく。
- (3) 義援物資の集積拠点の確保、分配供給体制を整備しておく

第23節 要配慮者（避難行動要支援者）対策

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援について、平常時から防災対策及び安全確保体制を整備しておくものとする。

1. 基本的な考え方

避難行動要支援者においては、「自助」による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における「公助」での個別具体的な支援には限界がある。このことから、避難行動要支援者の支援に当たっては、地域の行政区・自主防災組織等による「共助」の活動を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

町や消防団、自主防災組織等の防災関係機関等は、社会福祉協議会、民生児童委員、障害者団体等の福祉関係者等の多様な主体の協力・参画により、避難行動要支援者の支援体制づくりとして、要配慮者の把握、的確な情報伝達体制の整備、防災知識の普及啓発及び適切な避難支援体制の整備等、安全確保を推進する。その際、男女ニーズの違い等に十分配慮するよう努める。

また、避難行動要支援者も、地域での避難訓練等を通じて、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

2. 避難行動要支援者避難支援計画

町は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者避難支援計画を作成する。また、計画の作成に当たっては、避難支援関係者の安全確保等にも配慮するものとする。

避難支援計画は、全体的な支援方針等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法を定めた「個別支援プラン」により構成する。

(1) 避難支援の対象者

当該計画の避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当するものとする。

- ア. 要介護認定3以上の者
- イ. 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- ウ. 療育手帳Aを所持する者
- エ. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- オ. 町の生活支援を受けている発達障がい者、難病患者
- カ. アからオ以外で避難支援団体が支援の必要を認めた者
- キ. アからカ以外で本人又は当該家族から申し出があった者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

ア. 登録事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し又は記録する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所

- ⑤行政区
- ⑥電話番号その他の連絡先
- ⑦避難支援等を必要とする事由（上記対象者の区分）
- ⑧個別計画作成の有無

イ．情報の入手・管理等

避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報は、作成に必要な限度で庁内内部の情報を利用し作成する。また必要に応じて、県に情報提供を求めるほか、本人、避難支援団体等から情報を取得する。

作成した避難行動要支援者名簿は、非常時に備え、電子媒体のほか紙ベースで作成し、福祉課及び総務課で適切に管理するものとする。また、名簿の更新を年に1回行うものとするが、対象者情報の変更等を把握した場合は、情報の適正化を図るために、随時、追加修正等を行う。

(3) 個別計画の作成

避難行動要支援者名簿の登録者の内から、町や避難支援団体が本人の同意を得て、又は本人の申し出により、当該避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を、町が避難支援団体の協力を得て作成する。

ア．登録事項

個別計画には、避難行動要支援者名簿の情報のほか次に掲げる事項を記載し又は記録する。

- ①避難支援者（避難支援団体）の情報
- ②避難支援者（避難支援団体）への情報提供に関する同意の有無
- ③支援方法
- ④かかりつけ医療機関、携行医薬品等
- ⑤避難時、避難先での留意事項
- ⑥その他避難支援に必要な情報

イ．情報の管理等

作成した個別計画は、非常時に備え、電子媒体のほか紙ベースで作成し、福祉課及び総務課で適切に管理するものとする。また、適正な情報を保つために、避難支援団体の協力を得て個別計画の点検・見直しを年に1回行うものとするが、本人、避難支援団体等から申し出があった場合は、情報の適正化を図るために、随時、追加修正等を行う。

(4) 情報の共有

避難支援団体に情報を共有する場合は、適正管理、秘密保持等個人情報の漏えい防止を徹底する。平常時より情報を共有する場合は、個人情報の取扱いに関する協定を締結するなど管理の徹底を図る。また、災害時等に緊急に情報共有を行う場合には、個人情報の取扱いを徹底させるとともに、情報の共有が不要となった時点で名簿等を回収し、以後も守秘義務が発生する等の指導を行い、情報漏えいの防止に努める。

ア．避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、平常時においては、町で情報を管理し、避難支援団体には情報提供を行わないものとする。災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、次に掲げる避難支援団体に対し、特に必要があると認める場合に情報を共有するものとする。この場合において、共有する団体、情報等を絞り、必要な情報だけを共有するものとする。

- ①行政区
- ②自主防災組織
- ③民生委員・児童委員協議会
- ④消防署
- ⑤消防団
- ⑥警察署
- ⑦社会福祉協議会

イ．個別計画

個別計画は、平常時においては、町及び避難行動要支援者本人並びに当該家族のほか、避難支援団体である自主防災組織及び民生委員・児童委員協議会と情報を共有するものとする。災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、次に掲げる避難支援団体に対し、特に必要があると認める場合に情報を共有するものとする。

- ①消防署
- ②消防団
- ③警察署
- ④社会福祉協議会

3. 要配慮者世帯等における防災対策

(1) 防災指導の強化

消防本部は、消防団とともに一人暮らしの高齢者世帯等を対象とした訪問調査を実施し、個別指導を行う。

(2) 家庭用防災機器の普及啓発

町及び消防本部は、家庭内において非常持ち出し品や家庭用防災機器の準備を行うよう指導を行う。

(3) 在宅の要配慮者対策

町は、一人暮らしの高齢者等、要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システムの整備に努める。また、個別計画策定済みの避難行動要支援者等に対し、防災無線の戸別受信機を配布し、避難支援の充実に努める。

4. 社会福祉施設、病院等における防災対策

(1) 防災設備の設置促進等

消防本部は、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び維持管理の指導を図る。

(2) 防火管理体制の強化

消防本部は、夜間を想定した避難訓練等の実施を指揮し、夜間における防災管理体制の強化を図る。

5. 保育園等における防災対策

町及び消防本部は、小学校就学前の子どもたちの安全で堅実な避難のため、保育園・幼稚園・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と町、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

6. 外国人に対する防災対策

町は、外国人の災害時における行動力を高めるため、標識への外国語併記等の整備を進めるとともに、防災対策のパンフレット配布等を積極的に推進する。

第24節 水害予防対策

町及び関係機関は、河川の決壊等による災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。

1. 河川の整備

各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施するよう努める。その中でも、花宗川については上・下流域において改修事業の実施中であるが、本町の属する中流域の早期改修についても関係機関に働きかけていくものとする。山ノ井川については、河床掘削工事や堤防工事等の改修事業を関係機関に働きかけていくものとする。

※資料編参照 【資料 15 重要水防箇所一覧】

第25節 住宅の確保体制の整備

町は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

1. 応急仮設住宅としての既存住宅供給体制の整備

町は、民間住宅の空き家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供に努めるものとし、その借上げ方法等取扱いについてあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成するなどの供給体制の整備に努めるものとする。

その際、学校の敷地を用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第26節 ごみ・し尿・災害廃棄物の処理体制の整備

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

町は、これを防止するためのごみ・し尿・災害廃棄物の処理体制を整備する。

1. ごみ処理体制の整備

(1) 体制の整備

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) ごみの仮置場の選定

町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は、次のとおりとする。

ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ. 環境衛生に支障がないこと。

ウ. 搬入に便利なこと。

エ. 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2. し尿処理体制の整備

(1) 体制の整備

災害時に発生するし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に避難所、住宅地内に配備できるよう仮設トイレを保有する業者等と協力関係を整備する。

(3) し尿処理施設の整備

町は、し尿処理施設の耐震性を診断し、補強等を行う。

3. 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 体制の整備

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリート殻等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害廃棄物の仮置場の選定

町は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ. 環境衛生に支障がないこと。

ウ. 搬入に便利なこと。

エ. 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4. 応援協力体制の整備

町は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。

5. 災害廃棄物処理計画の整備

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるように、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所でのごみや仮設

トイレのし尿等) の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

6. 広域的な処理体制・連携体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第27節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想される。

町は、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

1. 保健衛生体制の整備

町は、近隣市町及び南筑後保健福祉環境事務所と協力し、被災者への保健活動、栄養・食生活支援活動、心の相談等の保健衛生体制の整備を図り、平時から研修等を行い、職員等の資質向上に努める。

2. 防疫用薬剤及び資機材等の確保

町は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保を図る。

3. 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を行う。

また、児童・生徒等に対し、常に、災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

第28節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模な災害発生時には、公共交通機関の運行停止等により、帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

町は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

1. 災害時の情報収集伝達体制の構築

町は、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、報道機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

- (1) 公共交通機関の被害、運行状況等の収集体制の構築
- (2) 道路情報の収集伝達体制の構築
- (3) その他の情報収集伝達体制の構築

2. 帰宅困難者の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。

3. 避難場所の提供

町は、所管する施設で帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を一時的に受け入れることができないか検討を行う。

4. 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5. 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報誌等を通じ、企業や通勤者等に対して、あらかじめ事前の帰宅困難対策や災害発生時の帰宅困難対策の重要性、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があること、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備についてリーフレットの配布や企業と合同の帰宅困難者対策訓練等を通して意識啓発に努める。

6. 企業、学校等における対策の推進

企業や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、児童・生徒、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行うため、町は、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第29節 液状化災害予防対策

町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

1. 液状化対策の調査

町は、各種調査機関との連携のもと、危険度分布や構造物への影響等、液状化対策についての調査を行う。

2. 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査に基づき、住民・施工業者等に対して、液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第30節 農業災害予防対策

町は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じるものとする。

1. 防災意識の普及啓発

福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその啓発に努める。

2. 防災基盤の整備

洪水、冠水等に対して、農地及び農業用施設を防護するため、堤防等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図るものとする。

第31節 火災予防対策

火災の防止に関し、基本的な重要事項として出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施するものとする。

1. 消防力の強化

(1) 設備等の強化

本町の実情に応じて、消防力の整備指針に基づき消防設備等の拡充強化を図るものとし、消防・防災資機材格納庫、消防自動車、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化及び計画的な更新を図る。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、消火栓、防火水槽・耐震性貯水槽の充実を図るとともに、町内を縦横に流れる堀を消防水利として整備を図る。また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図る。また、消防団員の確保に当たっては、公務員への働きかけ、女性や大学生への入団促進など幅広い層へ働きかけるとともに、消防団協力事業所表示制度等を活用して事業所との連携体制の整備を図る。

2. 予防査察

消防本部は、消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出又は防火対象物への立入検査等を行い、火災予防対策の指導を強化する。

(1) 特殊対象物の査察

工場・公共施設・病院等

(2) 一般住宅の指導

春秋の火災予防週間のほか、必要に応じて、火気を取り扱う設備等を重点的に指導するものとする。

3. 防火管理者制度の推進

消防本部は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、**受入れ**人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

4. 建築同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度を活用する。

5. 危険物施設の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。また、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理

及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

6. 地震時の火災予防

地震発生時において最も被害を大きくするものが火災の発生及び延焼である。これらを防ぐため、まず火災の発生を抑え、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことにより被害の軽減を図っていくことが重要となるため、町及び消防本部は、次のような対策を実施する。

(1) 出火防止措置

ア. 一般家庭に対する指導

- ①ガスコンロ等の一般火気器具からの出火、特に油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- ②家庭用消火器、消防用設備等の設置及びこれらの器具の取扱方法について指導する。
- ③家庭用燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- ④防火ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、防火映画、防火ビデオ等の使用等による講演、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ等を通じて火災予防の徹底を図る。

イ. 事業所に対する指導

- ①消防用設備等の維持点検と取扱方法及び火気管理の徹底を図る。
- ②避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- ③自衛消防の育成指導を図る。
- ④大型商業施設、複数の業種が混在するビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- ⑤化学薬品を保有する学校、工場、研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

(2) 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するには、消防機関だけでなく、住民や自主防災組織による初期消火が必要となる。そこで、次のような初期消火の指導に努める。

- ア. 各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- イ. 自主防災組織、行政区に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- ウ. パンフレットなどにより消火方法・知識の普及を図る。

7. 事務所・施設等自衛消防組織等

消防本部は、法令により設置が義務付けられている自衛消防組織について、設置の徹底を図るとともに、組織の要員の資質向上を図る。

8. 民間防火組織の育成・強化

町及び消防本部は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防災組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の組織づくりと育成強化に努める。

第32節 災害ボランティアの活動環境整備

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、町の防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想されるところであり、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時から、ボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体、NPO等のボランティア団体との連携を密にするとともに、ボランティア活動支援、リーダーの育成、受入体制の整備等、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

1. 災害ボランティアの役割と協働

町は、災害時におけるボランティア活動について、その自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮しながら、ボランティアと協働して災害対応に当たるものとする。

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援等に関する業務
 - ア. 指定避難所の運営補助
 - イ. 炊き出し、食糧等の配布
 - ウ. 高齢者、障がい者等の介護補助
 - エ. 清掃活動
 - オ. 災害ボランティアセンター運営の補助
 - カ. 救援物資等の仕分け、輸送
 - キ. 被災者の話し相手・励まし
 - ク. 愛護動物の世話、一時預かり
 - ケ. その他被災地での危険を伴わない軽作業（洗濯等）
- (2) 専門的な知識を要する業務
 - ア. 救護所等での医療、看護
 - イ. 被災建築物等の危険度判定
 - ウ. 外国人のための通訳
 - エ. 被災者のメンタルヘルスケア
 - オ. 高齢者、障がい者等への介護・支援
 - カ. アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - キ. 公共土木施設の調査等
 - ク. その他専門的な技術・知識が必要な業務

2. 災害ボランティアの受入体制の整備

町は、社会福祉協議会及び関係団体と協議し、災害時における活動内容等の調整を図り、災害ボランティアの円滑な受入体制、連絡体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成するなど、ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。

3. 災害ボランティア活動の環境整備

町は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点、資機材等の活動環境の整備に努めるものとする。

4. 災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援

町は、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努めるとともに、ボランティア保険の普及啓発に努めるものとする。

第33節 治安体制の整備

避難所及びその周辺、避難のために住民が不在となった地域において、警察、防犯組合、自主防災組織等と連携して、盗難等の各種犯罪の防止や火災予防を図るものとする。

1. 避難路の安全確保

夜間の避難路の安全確保や治安維持のため、防犯灯の整備を図る。

第34節 複合災害予防対策

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1. 要員・資機材の投入判断

町は、災害対応にあたる要員、資機材について、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うものとする。また、複合災害が発生する可能性が高い場合は、外部からの支援を早急に要請するものとする。